

平成二十年第二回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出しました諸議案の概要について説明申し上げます。

一 県政諸般の報告

(1) 防災について

先月二日のミャンマーのサイクロンに続き、十二日には中国四川大地震が発生し、いずれも未曾有の死傷者・行方不明者を出す大惨事となりました。また、先週末には岩手・宮城内陸地震により、甚大な被害が出ております。亡くなられた皆様のご冥福と、被災地の一日も早い復興を心から祈念申し上げます。これらの自然災害の惨状を見るにつけ、日頃からの防災への備えがいかに大切か改めて痛感させられました。

こうした中で先頃、県内の地震被害想定調査がまとまりました。その試算によると、最も被害の大きい別府地溝南縁断層帯を震源とする震度七の直下型地震が発生した場合、大分市や別府市を中心に死者約二千五百人、建物の焼失・全半壊は十万棟以上の被害が出る恐れも指摘されています。

今後、この試算に基づき地震減災アクションプランを策定いたします。その際、重要なことは一旦大災害が発生すれば、被災者の救出等には到底一市町村の消防体制等では限界があり、そのためにも人口が集中する県都を含め全県的な視点に立って、組織的な機能強化を是非とも実現する必要があるということです。このことも念頭に置きながら、できる限りの減災に努めてまいります。

また、中国の地震では多くの学校が倒壊し、授業中の児童生徒が被害に遭うなど校舎の耐震性が問われています。翻って、県内学校の耐震化率は、公立小・中学校、公立高校とも、ほぼ全国平均並の約六割となっていますが、県立学校の耐震改修を今後五年以内を目処に進めるとともに、市町村立学校についても国の方針を踏まえ、改修を積極的に働きかけてまいります。

先週、本県も梅雨入りしましたが、直後に九重町において、がけ崩れにより住居が全壊し、臼杵市でも増水した川に流され、二人の尊い命が失われました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

県としては昨年度から、このような土砂災害が集中する中山間地域の総合防災訓練を行ってきましたが、本格的な大雨、台風の到来期を前に、只今、緊急に急傾斜地崩壊危険箇所の点検を実施しているところであり、警戒避難体制についても、今一度、市町村等と十分に検証するなど対策を強化してまいります。

(2) 道路特定財源を巡る動きについて

昨年度来、混乱を極めた道路特定財源については、漸く先月十三日までに国会において関係法案が可決されました。これにより今年度の国庫補助金や地方道路整備臨時交付金の配分も決定されるとともに、予定していた工事も順次進めており、現在、失われた四月分の地方税の補てん措置等を国に求めているところでもあります。

他方、国においては、道路特定財源の一般財源化を打ち出すとともに、地方財政に影響を及ぼさないこと、必要と判断される道路は着実に整備することなどを盛り込んだ基本方針を決定しています。県としては、遅れている道路整備や、国とは異なり道路関連歳出の約六割を一般財源と地方債により賄っている実態を踏まえ、約三兆四千

億円の地方分の道路特定財源を引き続き「地方枠」として確保することが何よりも大事であり、地方の道路需要に着目した配分と財政状況に十分に配慮した上で制度を構築すべきと考えております。

また、本県の基幹となる道路、特に東九州自動車道の佐伯～県境間、中九州横断道路、中津日田道路の一部は国の直轄事業となっていることから、これらの事業が順調に進められるよう、併せて国に働きかけてまいります。

このような中、今月二十八日には待望の東九州自動車道津久見～佐伯間が開通の運びとなり、いよいよ県南地域の高速道時代が幕を開けます。これを契機に何としても県南地域の魅力を高め、経済活動や地域振興に弾みを付けていかなければなりません。

(3) 県域農協について

今月一日には、県内十六農協が結束し、九州で最大規模となる大分県農業協同組合が設立されました。これまでの関係者のご労苦に対し、衷心より敬意を表する次第であります。

大分県農協は漸くスタート地点に立ったところでありますが、組合員のための組織として、特に次の四つの取り組みに期待しているところです。ひとつは農家手取りを増やす農協本来の機能を発揮することです。そのため、生産資材は一元でも安く提供し、農産物は一元でも高く販売しなければなりません。二つ目に生産者に軸足を置く現場主義の徹底。三つ目は十六の地域本部を今後いかにまとめていくかという組織の強化。四つ目に財政の基盤づくりであります。組合員の期待に応え、これらを実現し、所期の目的を是非とも達成して欲しいと考えております。

このため、県としても大分県農協を後押しするフォローアップ委員会を設置し、体質強化や経営健全化の観点から助言、指導を行うほか、地域農業活性化策なども提言したいと考えています。

また、今年度は、企業誘致を農業振興の重点施策に掲げました。これは個々の農家の所得を上げていくのはもちろんのこと、企業誘致によってもたらされる農業産出額の増大と農家への波及効果の拡大を狙ったことでもあります。

昨年度は、トマトやピーマン等の栽培で二十九ヘクタールの農場構想を持つ臼杵市の(株)みなみん里や、肥育牛六百頭規模を目指し、玖珠町に進出した(有)ファゼンダ・グランデなど十二件の誘致が実現し、今年度も県内法人の参入で、輪ギクなど園芸作物を中心に既に五件の実績をあげています。

今後とも、農業の企業誘致を地元市町村や農協等と連携しながら積極的に推進するとともに、本県が進める知恵を出し汗をかいて儲かる農業の実現に向けて、スピード感をもって取り組んでまいります。

二 提出議案の説明

次に、提出しました諸議案の主なものについて、その内容を説明申し上げます。

第六十七号議案 大分県税条例の一部改正については、ふるさと納税制度の創設等に伴い、個人県民税の寄附金控除を拡充するとともに、地方税の偏在を是正するため、地方法人特別税が創設されたことに伴い、法人事業税の税率を見直すことなどが主な内容であります。

第六十九号議案 大分県医師修学資金貸与条例の一部改正については、恒常的な医師不足の状況に鑑み、地域医療を担う医師を確保するため、大分大学医学部に特別選

抜地域枠により入学する者に対し、修学資金を貸与するものであります。

第七十七号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正については、県民及び滞在者の平穏な生活を保持するため、公共の場所において不当な客引行為等の禁止を強化し、行為者にとどまらず事業主等も罰する両罰規定の新設等を行うものであります。

次に、報告の主なものについて申し上げます。

第一号報告 平成十九年度大分県一般会計補正予算についての専決報告であります。補正額は、十四億八千六百八十二万六千円の増額であります。その内容は退職手当の確定等に伴う所要の補正及び減債基金への積立てが主なものであり、これらに対する財源としては、県税七億一千万円、地方交付税二億六千百余万円、県債十億円、その他であります。この結果、既決予算にこれを加えた十九年度一般会計の総額は、五千八百十八億五千五百五十四万五千円となります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。